

アメリカ環境法におけるカリフォルニア州のリーダーシップ

ダニエル・A・ファーバー¹
 訳 辻 雄一郎 監訳 阿部 満

はじめに

幾つかの点でカリフォルニア州はその大きさと重要性から米国の州の中で自然のリーダーです。カリフォルニア州は米国で面積において第三番目に大きい州であり、もしこれが国家だったら、ドイツ、イタリア、日本よりも大きな国になるでしょう。人口は現在3,700万人で、2025年には5,000万人に増加することが期待されています。カリフォルニアの経済は、1兆6,000億ドルを年間計上しています。もしこれが独立国家だったら、世界で8番目に大きな経済国になります。エンターテインメント（ハリウッド）やソフトウェア（ベイエリアのシリコンバレー）を含める幾つかの分野におけるリーダーです。米国における多くのカリフォルニアより小さな他州と異なり、カリフォルニアは主要な問題に取り組む資源を有しています。

カリフォルニアは注目すべき環境を保有しています。ヨセミテバレー（Yosemite Valley）は氷河が彫った岩のドームによって、セコイア国立公園（Sequoia National Park）は地球上最も大きな生物の生息地、巨大なセコイアの木々によって人々に知られています。地球上でもっとも背の高い生物であり、もっとも太古のレッドウッズの木は、特にサンフランシスコの北の沿岸に点在して生息しています。カリフォルニアのイガゴヨウ（Bristlecone pine：カリフォルニアの松）は世界で最古の樹木として知られ、そのうちのひとつは5000年以上も前から生息しています。これはエジ

プトのピラミッドが建設される前から生息していたこととなります。

これから私が焦点を当てるのは気候変動です。なぜなら、気候変動についてカリフォルニア州は歴史上とくに重要なリーダーシップを発揮してきたからです。しかしながら、私が気候変動をお話する前に、カリフォルニアがこれらの行動を起こすことを認める憲法上の構造についてすこし説明する必要があります²。

第I章 憲法上の構造（The Constitutional Structure）

米国の各州は、EUの国家と異なり独立した主権国家ではありませんでしたが、いくつかの点で米国政府はEUと類似していると考えられます。

各州は連邦政府から独立して各自の政府構造を持っています。州は、州知事と州の立法者を選出します。州は州税制度・裁判所制度を持っています。州の裁判官は、連邦裁判所の裁判官と比べるとはるかに多くの事件を審理しています。彼らは刑事事件、離婚事件、商業にかかわる事件、事故に関する事件を審理します。連邦裁判所と州裁判所の違いは複雑ですが、基本的には州の裁判所は、米国連邦最高裁判所を除いて、連邦裁判所の審理の対象になることはありません。

州の立法府は広範な権限を有しています。もっとも重要なものはポリスパワーと呼ばれています。これは州民の健康、安全、福祉を守るための

規制権限です。歴史的に、州はしばしば連邦政府が取り組む前に、これらの権限を使って、新しい問題に取り組んできました。

州の立法権は、米国連邦憲法によっていくつか制限されます。州は、言論の自由のような個人の権利を尊重しなければなりません。州法は、連邦政府の目的を阻害していることを理由に争われることもあります。第一に、州は州外の消費者や企業を差別してはなりませんし、州際取引に過大な負担を課してはなりません³。第二に、州法は連邦法と抵触してはなりません⁴。連邦法と抵触する州法は連邦法優先 (Preemption) の法理に照らして無効です⁵。第三に、州は固有の外交政策を持つことは許されていません。外交政策は連邦政府の領域であり、外交政策優先の法理 (foreign affairs preemption) は、外交政策と関係する州法を無効にします⁶。連邦最高裁は、最近フェテラリズムの価値を認め、州際通商に影響を与える州規制に寛大な態度を示したように見えますが、連邦最高裁は州規制に対する制限を緩めてはしません⁷。それでもやはり、州の規制にはかなりの余地がいまだに存在します。

第II章 カリフォルニア州の努力の概観と気候変動 (An Overview of California's Efforts and Climate Change)

この背景を踏まえて、私は気候変動に携わるカリフォルニア州のリーダーシップについて検討します。カリフォルニア州は、気候変動に関する重要な行動をとってきました。これらの行動は四つの範疇に分けられます。電気需要と供給の規制、自動車規制、研究支援、そして各市のイニシアチブです。

しかしながら、最初に、気候変動について少しお話する必要があります。気候変動は世界が直面する深刻な環境問題です。(講演の)数週間前、ノーベル賞がアル・ゴアとIPCC (気候変動に関する政府間パネル: International Panel on Climate Change) に授与されました。

ノーベル賞の委員会は、以下のように述べました。「地球の温暖化は、大規模な移民を引きおこし、地球資源をめぐるいっそう激しい競争を招くだろう。そのような変化は特に世界でもっとも脆弱な国々に負担を課すだろう。国家内部のあるいは国家間の暴力的紛争や戦争の危険は増大するだろう。」ゴアが受賞の知らせを受け取ったとき、「私たちは地球規模の危機と直面している。人類すべての道徳と魂の挑戦である」と述べています⁸。

気候変動はすでに起こっています。「人間の発生した温室効果ガスによって引き起こされた観察された変化の例は、氷河の減少、永久凍土の溶解、河川、湖における凍結の遅れと雪解けの早まり、中・高緯度における季節の伸張、植物や動物の生息範囲の高地と極地への移動、幾つかの動植物の生息数の減少、及び開花・虫類の登場・鳥の抱卵の早まり」などが挙げられます⁹。

連邦政府は、今までこれらの深刻な問題を扱うイニシアチブをまったく示してきませんでした¹⁰。おそらく驚くべきほど、州政府は連邦政府よりはるかに積極的に活動しています。カリフォルニア州はリーダーとして、次の10年期の末まで(2020年まで)に1990年の排出量まで減少させるという意欲的命令を出し、自動車や発電所からの温室効果ガスの削減を目的にした立法を制定しました。

なぜカリフォルニア州はこの分野でリーダーであり続けているのでしょうか¹¹? 三つの理由が示されるでしょう。第一に、カリフォルニア州は環境問題に対して歴史的にリーダーシップを発揮してきたことです。カリフォルニア州は国内でもっとも厳しい環境規制を持っています。絶滅危惧種、沿岸地域、レイク・タホ (Lake Tahoe) のような特別地域の保全に関する厳しい州法を用意してきました。多くの人々がカリフォルニアに住む理由は、沿岸と山々の美しさにあります。環境に関する措置に強い支持が存在します。

第二に、多くのカリフォルニア州民は気候変動をとっても深刻な問題だと考えています。彼らは、気候変動が州にとって重要なビジネス・チャンスを提示しているとも考えています。新しいエネル

ギー技術は、温室効果ガスを削減するために不可欠になるでしょう。カリフォルニア州民は、シリコンバレーがすでにコンピュータ分野で有しているようにエネルギー技術の革新において主導的立場を得たいと思っています。カリフォルニア州は、とりわけその長い海岸線と水の需要によって気候変動の影響を受けやすいのです。ロス・アンジェルス (Los Angeles) を含めた州の南半分はとても乾燥しており、北カリフォルニアやコロラド川 (Colorado river) から水を運搬しなければなりません。気候変動は、水の供給資源を脆弱にします。

第三に、アーノルド・シュワルツネッカー (Arnold Schwarzenegger) 知事は、温室効果ガスの削減を自身が取り組む運動の一つと考えています。2005年、彼は温室効果ガスの削減のために画期的な目標を設定しました。それは、2020年までに1990年の排出値まで減少させること、2050年までに80%まで削減を行うことです。2006年7月には、公益事業体に対して、2010年までに風力発電のような再生可能な資源から20%の電力を得ることを求める命令に署名しました。ほぼ同時に彼は温室効果ガスを共同して減少させるというイギリスのトニー・ブレア (Tony Blair) 首相の声明にも署名しました¹²。最近では、知事は国際炭素取引パートナーシップ (ICAP: International Carbon Action Partnership) 創設に貢献しました。その際、彼は次のように述べました。

カリフォルニア州にとって、国際炭素取引協定に参加することは感動的なことです。この草分け的なパートナーシップは、気候変動に対して世界的に戦う歴史的な一歩です。温室効果ガス削減の規制に加えて、私が強く信じるのは、温室効果ガスの世界的な市場は、私たちが環境を保護できるようになる一方で、経済を促進させるということです。昨年カリフォルニア州で、画期的な2006年カリフォルニア州地球温暖化対策法 (Global Warming Solution Act of 2006) に私が署名し、決定的な行動を起こしました。この種でははじめてのものとなるパートナーシップは、汚染者を野放しにしないだけでなく、

クリーン・テック (Clean Tech) への投資と経済的成長を促すでしょう。そして、私たちの惑星の健康を再生させる助けとなるでしょう¹³。

州の議会は民主党によってコントロールされていますが、シュワルツネッカー知事は共和党です。国家レベルでは、いかなる点でも两大政党が協働するということはできないように思われますが、州レベルでは、知事は新しい立法を制定するべく民主党と効果的に行動しています。彼は、一風変わった道筋を通して知事に選出されました。彼の後継者がこの両党連立による手法を継続できるかどうかは明らかではありません。

私は、これからカリフォルニアが採択したいいくつかの重要な措置を議論します。これらは四つの範疇に含まれます。電気の需要と供給の規制、自動車規制、研究支援、そして市のイニシアチブです。

A. 電力の需要と供給に関する規制 (Regulation of Electricity Supply and Demand)

カリフォルニアは電力の使用をコントロールするため努力してきました。これらの電力保持のための努力は継続し、強化されるでしょう。電力資源もまた重要です。石炭は気候変動にとってもっとも有害な燃料です。天然ガスの方が石炭より望ましいですが、代替燃料が最良です。複数のエネルギー源間を切り替えるという可能性のため、再生可能なポートフォリオ基準が各州の規制者にとって重要な選択肢となります。各州のプログラムは、小売される電力の一定割合を再生可能な資源から得られるべきであると求めています。これらのプログラムは意欲と効果において非常に多様です。カリフォルニア州のプログラムは特に意欲的で2011年までに33%の目標を設定しています。同じような努力が公益基金 (Public Benefit Funds) にもみられます。公益基金は、クリーンなエネルギー供給に投資するための資金を創造するために消費者に課金請求しています。これから検討していくように、カリフォルニア州の公益基金委員会は現在、公益基金を利用して、エネルギーと気候変動の問題について大規模な研究を支援す

ることを検討しています。

カリフォルニア知事は、北東部の州で展開される炭素取引枠組み (RGGI: Regional Greenhouse Gas Initiative) の取引相手となる計画を公表しました。炭素取引枠組みは複数の州の参加する取引制度で、2015年までに現在の排出レベルを総排出枠に設定し、2019年までに10%の削減を達成することを目標にしています。さらに重要なことは、カリフォルニア州が京都議定書制度とよく似た炭素取引制度を独自に確立しようとしていることです¹⁴。

電化製品に関する基準では、冷蔵庫や空気清浄機のような電化製品にエネルギーの効率性を求めています。少なくとも十の州が、そのような基準を持ち、消費者の利益となっています。カリフォルニア州は、2020年までにその基準により、消費者の出費を30億ドル節約し、三つの新発電所の必要性を失わせると試算しています。

B. 運輸部門の規制 (Transportation Regulation)

カリフォルニア州は自動車について強力な規制を計画しています。2009年モデルからカリフォルニア大気資源委員会 (CARB: California Air Resource Board) は新しい自動車モデルから30% CO₂の排出量を削減する命令を出しています¹⁵。勿論日本はトヨタ・プリウス、ホンダ・ハイブリッドのような分野を主導しています。A. B.1493で知られる州法は、カリフォルニア大気資源委員会に「自動車の温室効果ガス排出の削減を最大限実行可能で費用効果的に達成する規制」を設定することを求めています¹⁶。ただ、カリフォルニア大気資源委員会は、使用料金や税金を課したり、スポーツタイプの自動車や軽トラックを禁止したり、制限速度を設定することはできません¹⁷。最初にカリフォルニア州プログラムの妥当性が判断されたのは、*Green Mountain Chrysler Plymouth Dodge Jeep v. Crombie*.¹⁸です。裁判所はこのプログラムに反対する全ての主張を退けました。しかしながら、控訴され、さらに判決が下されるだろうことはたしかなことです。

運輸部門からの排出を攻撃するもうひとつの方法は訴訟です。最近カリフォルニア州は損害賠償を求めて自動車製造業者を訴えました¹⁹。連邦地裁に主要な自動車製造会社を訴えた訴訟において、州は連邦コモンローとカリフォルニア州法に基づくパブリックニューサンス (Public Nuisance) の二つの請求原因を主張しました。

訴状は損害に関するいくつかの重要な例に着目しています。第一に、州はその水利システムの研究、インフラ変更に多大な支出が必要となるであろう点です。州の水源の大部分に該当するシエラ・ネバダ (Sierra Nevada) の雪塊氷原 (snow pack) は縮小しています。この雪塊氷原の減少は洪水を増加させ、州の水利システムを損なう可能性があります。第二に、主張によれば、海面の上昇はサクラメント・ベイデルタ地帯 (the Sacramento Bay-Delta) に沿岸の浸食と海水の浸透をもたらす堤防のための支出が増大するといいます。

第三に、気候変動は、酷暑に影響し、身体への傷害や死亡 (特に老年者に対して) のリスクを増大させます。最後に訴状は、「他の数多くの影響がすでに始まっているか、あるいは高い確実性で予測されている。山火事の危険性と激しさが増加すること、熱波が長びく危険性、早期の雪解けによって湿気が失われ、それによって森林及び生態系に影響がでること、水温上昇による海の生態系の変化などが挙げられる」と主張している。

結果、州は、複数の自動車会社の共同行為によって州が被った金銭的損害について共同して責任を負うべきと主張しています。最近カリフォルニア連邦地裁はカリフォルニア州の起こした本件訴訟を退けました。その理由は、気候変動は非常に大きな問題で訴訟によって解決することは出来ないということです²⁰。本件は控訴されています。このカリフォルニア州の提起した訴訟はいくつかの深刻な法的障害を解決しなければなりません、すくなくとも、気候変動政策の変化及び自動車製造会社の行動を求める圧力を強めることに寄与しています。訴状は、カリフォルニア州における気候変動の主要な影響のいくつかを説明している点で

も有益な文書です。

カリフォルニア州はまた、州自身の自動車購入について取り組んでいます。過去、連邦最高裁が民間の購入者に対する類似の規則に違憲無効の判断を下したのにも関わらず、連邦巡回裁判所は、最近、カリフォルニア州や地方政府が低燃費の大型車両を一律に購入すべきという要求を支持しました²¹。

C. 気候変動に関する研究 (Research on Climate Change)

カリフォルニア大学は気候変動のリーダーでした。最近、公益事業委員会はこのカリフォルニア大学と他の私立大学に対して、数百万ドルの資金を提供する計画を公表しました。委員会は合計6億ドル、すなわち10年間にわたって毎年6,000万ドルの研究支援を提案しています。委員会は次のように説明しています。

気候変動という難題との戦いに成功するために必要な社会的努力の水準は、新しい産業革命と関連している。我々の経済や生活様式全体を変換するためには、カリフォルニアは、財政的・知的資本を結集しなければならない。公的部門、民間部門だけでなく、特に学問コミュニティにおいても取り組まなければならない。これを認識した上で、委員長はカリフォルニア大学をカリフォルニア州の公立大学研究施設として、必要な研究の発展と実施の可能な施設と提案する²²。

もし委員会がこの提案を進める場合、資金は消費者の電気料金の増額からまかなわれるでしょう。

また、私のカリフォルニア大学バークレー校はイリノイ大学と一緒に、バイオ燃料研究のためにBP石油会社とおおよそ5億ドルの合意に至りました²³。目標は、植物からガソリン代替の燃料を作ることです。これは炭素排出を減少させる助けになるでしょう。

最後に、私の大学は米国連邦政府と別のエネルギー計画に関与しています。サンフランシスコ・ベイエリアにある三つの国立研究所と三つの研究

大学と提携して、三つのバイオエネルギー研究センターの一つを主催するよう選定され、生態系・環境研究ゲノム (Biological and Environmental Research Genomics)、科学省GTL研究プログラム (GTL research program in the Office of Science) を通じてDOE (米国エネルギー省; DOE: Department of Energy) から研究助成を受け取っています。この新しいセンターはエネルギー省共同生態エネルギー施設 (JBEI: DOE Joint BioEnergy Institute) として認知され、5年間にエネルギー省から1億2,500万ドルを受け取ることが期待されています。

もし公益事業委員会が上記の計画を進める場合、これらの企画は次の10年で代替エネルギーと気候変動への研究助成は統合すると10億ドル以上になります。私はサンフランシスコ・ベイエリアがこの研究で世界のリーダーになるかもしれないと思っています。もしこれが実現すれば、州政府は一層積極的に気候変動の問題に取り組むよう促されるでしょう。

D. 地方のイニシアチブ (Local Initiative)

統治機構の頂点には連邦政府が位置しています。次に来るのが州政府です。最下部に市政府が構成されます。ベイエリアの市も気候変動にとっても積極的に取り組んできました。

ベイエリアの市であるサンフランシスコ、オークランドとバークレーは、気候変動のリーダーでした。三つの市は、市レベルで気候変動計画を策定してきました。サンフランシスコは、2012年までに1990年のレベルより20%低いところまで温室効果ガス排出を削減することを目標にしています²⁴。市は、警察や市バスに代替燃料を用いた車両を購入しています。バークレーとオークランドも代替燃料車両の利用を促進する措置を取っています。

サンフランシスコは太陽エネルギーを財政的に管理するために一億ドルを借り入れています。サンフランシスコは、米国国内の市の中で最大の太陽光発電システムを構築しました。市は、サンフランシスコ・ジャイアンツと一緒に野球の試合時

間に太陽光発電を利用することを決めました。ジャイアンツの新しい野球場は、大きな太陽光施設を保有しています。サンフランシスコは、オクランドと共に海の潮力から電力を得る方法を展開しています。バークレーとサンフランシスコは、優良なエネルギー効率をもたらす厳しい建築基準も課しています。これらのベイエリアの市は、国中の市の模範を提示しています。

私の大学は温室効果ガスの排出削減も試みています。カル・キャップ (CalCAP) は、2005年初めに学部生であるブルック・オヤング (Brooke Owyang), ダン・カーメン教授 (Dan Kammen), エリ・イェウダール (Eli Yewdall), そしてロースクールの学生スコット・ジマーマン (Scott Zimmermann) によって、京都USAのトム・ケリー (Tom Kelly) のサポートを受けて始められました。このことは学生ですら気候変動と戦う役割を担っていることを示しています。目標は2014年までに1990年の排出値までカリフォルニア大学を回帰させることです²⁵。

第三章 カリフォルニア州がリーダーシップを発揮する他の分野 (Other Areas of California Leadership)

私の主たる関心は気候変動ですが、カリフォルニア州がリーダーであった二つの他の分野についても述べたいと思います。一つが大気汚染です。「スモッグ」という用語はカリフォルニアが起源です。ロス・アンジェルス (Los Angeles) は、米国でもっとも最悪の大気汚染問題を抱えています。カリフォルニア州は、大気汚染にとっても積極的に取り組んできました。

とりわけカリフォルニアは、汚染基準について新しい方向を求めるリーダーであり続けています。これはロス・アンジェルスの有名な交通によるものです。連邦政府は新型自動車の汚染コントロール基準を設定します。一般問題として、州はこれらの基準を修正することを認められていません。しかし特別な例外があります。大気清浄法 (Clean Air Act) 209条に基づき、カリフォルニ

ア州は連邦環境保護庁 (Environmental Protection Agency) からの免除許可を条件に、連邦の基準よりも厳しい汚染コントロールを設定できる権限を持っています。他州は、カリフォルニア基準と連邦基準のいずれかを選択することができます。カリフォルニア州は、低排出車両 (Low Emission Vehicle) のための大気プログラムを設定しました。また、スポーツタイプ車や軽トラックに対して連邦政府の基準よりも厳格な基準を設定することができます。

第二に、カリフォルニア州は自然資源を保持する強いリーダーシップを発揮してきました。カリフォルニア州にはヨセミテ国立公園のような場所がいくつかあります。ネバダ州際には美しいレイク・タホがあります。湖の美しさを保持するために、地域の開発を制限する必要があります。この努力は財産所有者の権利に関する重要な連邦最高裁判決を引き出しました²⁶。連邦最高裁は、長期的な計画が実施される間、開発を完全に停止する権限を政府は有していると判断しました。カリフォルニア州は、絶滅危惧種について強いプログラムを持っています。「カリフォルニア州絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法 (CESA: California Endangered Species Act)」(California Fish and Game Code Section 2050 to 2097) は、カリフォルニア漁業・狩猟部局 (California Department of Fish and Game) によって執行され、漁業・狩猟委員会により「脅かされている」あるいは「危機に瀕している」と認定される動植物に損害を与えることを禁止しています。この州法は、連邦政府が実施してきたよりも厳しい要請を課しています。例えば、州の立法だけが動物のみならず植物も保護の対象にしています²⁷。

結論 (Conclusion)

カリフォルニア州民として私は、気候変動に関する州のリーダーシップに誇りを持っています。しかし、カリフォルニア州が行っていることはあまりに過ぎません。もし私たちが気候変動の問題を解決しようとする場合、もちろんカリフォルニ

ア州だけでなく世界中の政府によってもっと多くのことが行われる必要があります。これは私たちの世代が直面するもっとも大きな環境問題になるでしょう。これは、私たちの子どもたち、そして子孫の人生へと続く問題です。

* 本稿は、2007年10月18日木曜日に明治学院大学で開催された、明治学院大学法律科学研究所主催「外国人招聘スタッフ・セミナー」でのファーバー先生の講演を翻訳したものである。当日の通訳は、辻が行った。また、同講演は、明治学院大学法学部主催の学術講演会として、明治学院大学法学部の講義「法律学特講・政治学特講 世界の環境を考える2」の中で開催された。機会を提供していただいた磯崎博司先生、満田夏花先生に記して感謝したい。

注

- (1) Sho Sato Professor of Law and Faculty Director of the California Center for Environmental Law and Policy (CEELP) at the University of; Doctor of Science of Law California, Berkeley. 翻訳 辻 雄一郎 (SJD; Doctor of Science of Law 2006, at UC Berkeley)。監修 阿部満 (明治学院大学法学部教授)。
- (2) The basic constitutional rules are discussed in more detail in Roger W. Findley and Daniel A. Farber, *Environmental Law in a Nutshell* 45-70 (6th ed. 2004).
- (3) Two cases illustrating this rule, both involving solid waste disposal, are *City of Philadelphia v. New Jersey*, 437 U.S. 617 (1978) (state may not exclude out-of-state waste from disposal within its borders); *C & A Carbone, Inc. v. Town of Clarkstown*, 511 U.S. 383 (1994) (county may not prevent waste generated within its borders from being shipped to other states).
- (4) For general discussion of preemption doctrine, see Ted Ruber, *Preempting the People: The Judicial Role in Regulatory Concurrency*, 81 Chi.-Kent L. Rev. 1029 (2006); Paul S. Weisland, *Federal and State Preemption of Environmental Law: A Critical Analysis*, 24 Harv. Env. L. Rev. 237 (2000); Caleb Nelson, *Preemption*, 86 Va. L. Rev. 225 (2000).
- (5) The most frequently cited preemption case seems to be *Rice v. Santa Fe Elevator Corp.*, 331 U.S. 218 (1947).
- (6) See *Crosby v. National Foreign Trade Council*, 530 U.S. 363 (2000); *American Insurance Ass'n v. Garamendi*, 539 U.S. 396 (2003).
- (7) See Richard H. Fallon, Jr., *The "Conservative" Paths of the Rehnquist Court's Federalism Decisions*, 69 U. Chi. L. Rev. 429, 460-461 (2002).
- (8) <http://www.msnbc.msn.com/id/21262661/>
- (9) Donald A. Brown, *The U.S. Performance in Achieving its 1992 Earth Summit Global Warming Commitments*, 32 Env. L. Rep. 10,741 (2002).
- (10) For a discussion of the limited federal role to date, see John C. Dernbach, *U.S. Policy*, in Michael B. Gerrard, *Global Climate Change and U.S. Law* (2007).
- (11) See Lawrence H. Goulder, *California's Bold New Climate Policy*, *The Economist's Voice* (September 2007), www.bepress.com/ev.
- (12) The question of whether agreements of this kind are valid is probed in Hannah Chang, *Foreign Affairs Federalism: The Legality of California's Link With the European Union Emissions Trading Scheme*, 37 Env. L. Rep. 10771 (2007).
- (13) *Governor Schwarzenegger Issues Statement on International Carbon Action Partnership*, <http://gov.ca.gov/press-release/7958/> (Oct. 29, 2007).
- (14) Erwin Chemerinsky et al., *California, Climate Change, and the Constitution*, 37 Env. L. Rep. 10053, 10053 (2007).
- (15) Kirsten H. Engel and Scott R. Saleska, *Subglobal Regulation of the Global Commons: The Case of Climate Change*, 32 *ECOLOGICAL L. Q.* 183, 221 (2005).
- (16) Cal. HSC §433018.5(a).
- (17) Ann E. Carlson, *Federalism, Preemption, and Greenhouse Gas Emissions*, 37 U.C. Davis L. Rev. 281, 294. (2003).
- (18) 508 F. Supp. 2d 295 (D. Vt. 2007) (no. 2: 05-cv-302).
- (19) *People of the State of California ex rel. Lockyer v. GM Corp.*, N.D. Cal. C06-05755 (filed Sep. 30, 2006).
- (20) *California v. General Motors Corp.*, --F. Supp. 2d--, WL 2726871 (N.D. Cal. 2007).
- (21) *Engine Mfrs. Ass'n v. South Coast Air Quality Management District (SCAQMD)* (9th Cir. August 20, 2007).
- (22) This proposal for a rulemaking is now in draft as Agenda ID #6975 (Rev. 1).

- (23) The funding will establish a joint center called the Energy Biosciences Institute, involving Berkeley as well as the University of Illinois. See <http://www.ebiweb.org/>.
- (24) For a description of the city's programs, see http://www.sfenvironment.org/our_programs/topics.html?ssi=6&ti=13.
- (25) For more information, see <http://sustainability.berkeley.edu/calcap/index.html>.
- (26) Tahoe-Sierra Preservation Council, Inc. v. Tahoe Regional Planning Agency, 535 U.S. 302 (2002).
- (27) See http://www.essexenv.com/endangere_d_species/cesa.html